

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

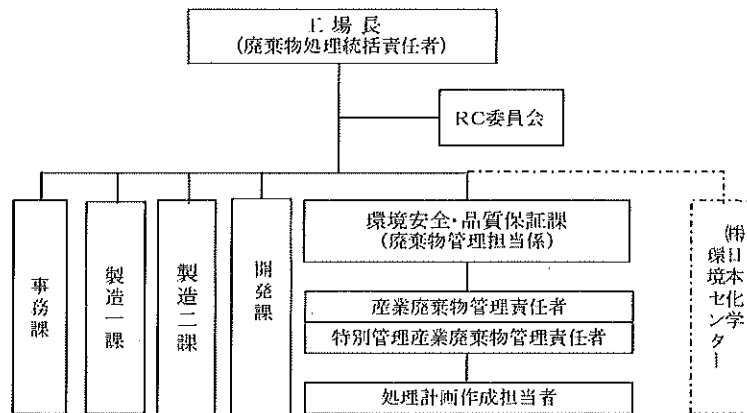
特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 20 日	
郡山市長 殿	
提出者	
住 所 福島県郡山市松木町2番25号	
氏 名 日本化学工業株式会社福島第一工場	
工場長 仲岡 泰裕	
電話番号 024-944-1160	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本化学工業株式会社 福島第一工場
事業場の所在地	福島県郡山市松木町2番25号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1629 化学工業 無機化学工業製品製造業
②事業の規模	令和5年度 製品出荷額 116億円
③従業員数	令和5年度3月末 163人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1参照

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 (エタノール廃液)	廃酸 (クロム廃液)		廃アルカリ (シアン廃液)		PCB汚染物 (低濃度)	
	排出量	28.50 t	8.27	t	29.82	t	0.45	t
	(これまでに実施した取組) エタノールの使用量削減に寄与する工程の変更。							
②計画	【目標】							
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 (エタノール廃液)	廃酸 (クロム廃液)		廃アルカリ (シアン廃液)		PCB汚染物 (低濃度)	
	排出量	29.36 t	8.52	t	30.71	t	0.00	t
	(今後実施する予定の取組) 排出量抑制のための処理方法の改善。							

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油、廃酸、廃アルカリの分別を行い、中間処理の簡便化を図っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 実施予定は無い。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項							
①現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 (エタノール廃液)	廃酸 (クロム廃液)		廃アルカリ (シアン廃液)		PCB汚染物 (低濃度)
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	—	t	—	t	— t
	(これまでに実施した取組)						
	自ら再生利用は行わない。						
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 (エタノール廃液)	廃酸 (クロム廃液)		廃アルカリ (シアン廃液)		PCB汚染物 (低濃度)
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	—	t	—	t	— t
	(今後実施する予定の取組)						
	実施予定は無い。						
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項							
①現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 (エタノール廃液)	廃酸 (クロム廃液)		廃アルカリ (シアン廃液)		PCB汚染物 (低濃度)
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	—	t	—	t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	—	t	—	t	— t
	(これまでに実施した取組)						
自ら中間処理は行わない。							
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 (エタノール廃液)	廃酸 (クロム廃液)		廃アルカリ (シアン廃液)		PCB汚染物 (低濃度)
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	—	t	—	t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	—	t	—	t	— t
	(今後実施する予定の取組)						
実施予定は無い。							

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 5 年度）実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 (エタノール廃液)	廃酸 (クロム廃液)		廃アルカリ (シアン廃液)		PCB汚染物 (低濃度)	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	— t	—	t	—	t	—	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分は行わない。							
②計画	【目標】							
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 (エタノール廃液)	廃酸 (クロム廃液)		廃アルカリ (シアン廃液)		PCB汚染物 (低濃度)	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	— t	—	t	—	t	—	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定は無い。							

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 5 年度）実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 (エタノール廃液)	廃酸 (クロム廃液)		廃アルカリ (シアン廃液)		PCB汚染物 (低濃度)	
	全 処 理 委 託 量	28.50 t	8.27	t	29.82	t	0.45	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	28.50 t	8.27	t	29.82	t	0.45	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	28.50 t	0	t	0	t	0	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0	t	0	t	0	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0	t	0	t	0	t
（これまでに実施した取組） 委託基準に従って業者を選定する。廃棄物処理状況を定期的に視察して 処理状況の確認を行う。								

(第5面)

②計画

【目標】								
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 (エタノール廃液)		廃酸 (クロム廃液)		廃アルカリ (シアン廃液)		PCB汚染物 (低濃度)	
全 処 理 委 託 量	29.36	t	8.52	t	30.71	t	0	t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	29.36	t	8.52	t	30.71	t	0	t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	29.36	t	0	t	0	t	0	t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0	t	0	t	0	t	0	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0	t	0	t	0	t	0	t
(今後実施する予定の取組)								
排出量抑制のための処理方法の改善。								

電子情報処理組織の使用
に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	66.59 t	
(今後実施する予定の取組等)		

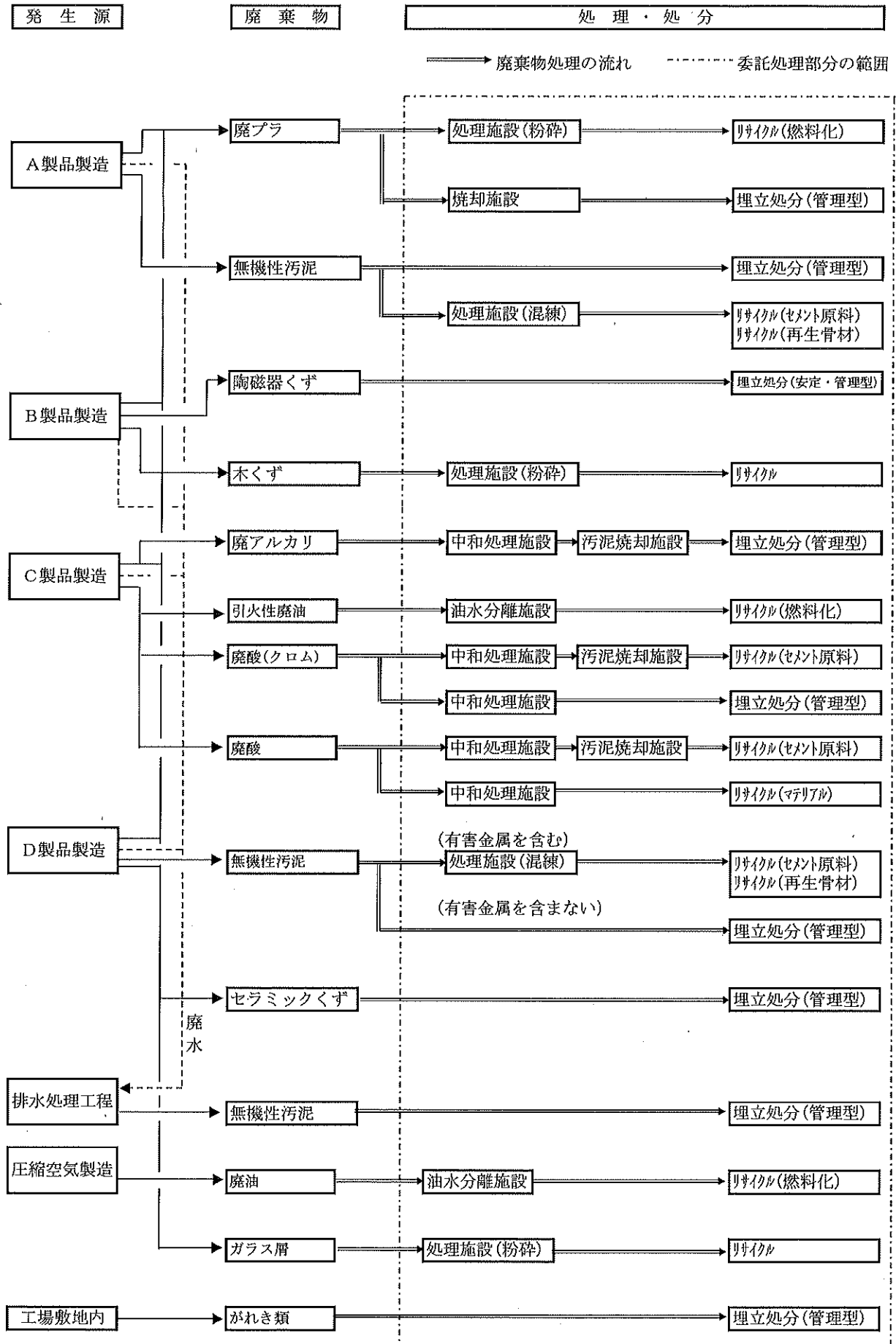
※事務処理欄

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(別紙-1)



④ 産業廃棄物の一連の処理の工程